

周防大島町地域公共交通活性化協議会の傍聴について

傍聴者の定員について

- ・傍聴者の定員は 10 名とします。

傍聴の手続き等

傍聴を希望される方は、会議開催当日の開始時刻 15 分前から会場において受付を行います。申し込み多数の場合は、先着順とさせていただきます。

傍聴の際のご注意

傍聴をされる方は、円滑な審議を行うため次のことを守ってください。守られない場合は、退場していただく場合があります。

- ・酒気を帯びていないこと
- ・みだりに傍聴席を離れないこと
- ・会場において発言し、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと
- ・写真等の撮影及び協議における発言の録音をしないこと
- ・その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと